

ワ州基本法の研究 — 中国法との比較を通じて — (1) 総則

The study of The basic law of the Wa state

— A way to make a comparative study of Chinese law — (1) General rules

安田 峰 俊* 高橋 孝 治**

Minetoshi YASUDA Koji TAKAHASHI

Abstract : The Wa state, what is called, “Revolutionary based area” which is not ruled by the government exists in Myanmar. They have own law, “the basic law of the Wa state” there. This report will introduce it and then wants to elucidate the social system of the Wa state. There are the circumstances of the space, so it will introduce only a general rules and considers it whether the Wa state is a “state”. It will study them by comparing Chinese rules, because the Wa state is affected by China.

Keyword : Southeast Asian law, Myanmar, Law of an army clique, The Wa state, The constitution, The Chinese law

1. はじめに

ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という）のシャン州には「ワ」と呼ばれる自己管理管区（いわゆる「自治区」）がある（以下「ワ州」という。中国語での表記は「佤邦」）。ワ州は中華人民共和国（以下「中国」という）雲南省に接しており、2.2で説明するように「自治区」というよりは「事実上の独立地域」となっており、独自の法律も存在している。この法律は「佤邦基本法（試行）」（以下「ワ州基本法」という）という。

2014年の国際情勢は、東欧におけるウクライナ紛争の発生や中東でのイスラム国の「建国」、結果的に否決に終わったもののスコットランドのイギリスからの独立投票の実施、香港での学生デモ「雨傘運動」の勃発など、従来以上に「国家」の枠組み — 近代以来の世界の枠組み — が問われる事件が頻発した。ワ州もまた独自の行政主体、法律、軍隊、事実上の領土と国民を有する疑似国家的な空間であり（3.2および3.3で詳しく述べる）、その実態を解明することは現今の国際情勢に対して、より多角的な視点からの理解に資せると考える。また、往年のワ州は世界最大級のアヘンの生産地として、知る人ぞ知る場所であり、「知名度の低さ

* 多摩大学経営情報学部 School of Management and Information Sciences, Tama University

** 中国政法大学刑事司法学院博士課程 Criminal Justice College, China University of Political Science and Law

のわりに世界に対する影響力がこれほど大きいところは、ほかに存在しないだろう」と言われるほど¹、世界経済の底流に対する大きな影響力を持つ場所であった。この点にもワ州の実態を解明する意義がある。

以上の研究の動機から、本稿はワ州社会について、筆者（安田）が現地取材の過程で入手した現地資料を素材として²、主に法学的見地から考察することを目的とする。考察にあたって、ワ州基本法を中国の法律（以下「中国法」という）と比較するという研究手法を用いる。ワ州は政治・経済・社会・歴史などのあらゆる面で、ワ州に対して主権を有しているはずのミャンマーよりも隣接する中国からの影響を大きく受けている。例えばワ州の公用語は中国語（普通話）であり、通貨も人民元であり、3.2でも説明するように、中国共産党の支援を受けていたミャンマー共産党の後身の一つであるワ州連合党により統治されている。そして、ワ州基本法も中国法の影響を受けている³。このことから中国法と比較することによりワ州社会の特徴をより鮮明に探ることができると考えられる⁴。また、中国法および中国語は日本でも既に十分な研究の蓄積があり、「ワ州は中国とどう違うのか」と捉えた方が、より深くワ州を理解できるのではないかという意図もある。

なお紙幅の都合で本稿ではワ州基本法のうち全体構造と「総則」部分のみを対象とする。

2. ミャンマー法にとってのワ州の地位

2.1 ミャンマー憲法上のワ州

ミャンマーの地方行政は7つの州（State）と7つの管区（Division）に分けられる（ミャンマー憲法（2008年5月29日採択⁵。以下同じ）第49条⁶）。その一つであるシャン州の内部にはいくつかの自己管理管区および自己管理区域がある。自己管理管区および自己管理区域とは「自身の名称を冠した州が設置されない少数民族の『自己管理権（Self-Administrative power）』を保障するため」の自己管理地域である⁷。自己管理管区と自己管理区域の違いは、自己

¹ 高野秀行『アヘン王国潜入記』集英社、2007年、16頁、（集英社文庫）。

² この資料は、筆者（安田）が拙著『独裁者の教養』（講談社、2011年）の取材過程においてワ州首府パンサン市を訪れた際に、同市内中心部の書店において購入・入手したものである。

³ 「ワ州基本法は中国法を参考にして制定した。中国法の大部分は我々の状況に適合している」とワ州では言われた。陳英＝王双棟『“金三角”之星』緬甸佤邦民族教育出版社、2003年、124頁。さらに、ワ州基本法は中国語（普通話・簡体字）で書かれており、ワ州基本法のうち刑法の罰則規定には「人民元」による罰金が規定されている。またワ州の平和建設は中華人民共和国政府や雲南省政府の援助によるものであるとも言われている。王敬驩＝肖玉芬「佤邦和平建設20年慶典巡礼」『今日民族』（2009年5期）21頁。

⁴ 法比較を行う際にはある程度の類似性が必要であるということは廣渡清吾教授の指摘する通りである。「比較のためのその条件とは、比較するもの相互の間に比較の目的（何を明らかにするのか。私たちの場合は『法と社会の関連のあり方』を明らかにするという目的）に照らして、共通の種類に属するという事情があることである。これは厳格に議論すると難しくなるが、たとえていえば、『ぶどうとりんごは比較できるが、ぶどうとライオンは比較できない』ということである」。廣渡清吾『法システムⅡ 比較法社会論—日本とドイツを中心に』放送大学教育振興会、2007年、3頁。そのためワ州基本法の比較対象としては日本よりも註3で示したように強い影響を受けている中国法を選ぶ方がより妥当であろう。

⁵ 2008年5月29日採択のミャンマー憲法の和訳は以下の文献などを参照されたい。遠藤聡「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与（1）」『外国の立法』（241号）国立国会図書館及び立法考査局、2009年、188～197頁および「同（2）」『外国の立法』（243号）2009年、51～98頁。「補足資料 ミャンマー連邦共和国憲法（日本語訳）」工藤年博（編）『ミャンマー—軍事政権の行方』日本貿易振興機構アジア経済研究所、2010年、補-1～補-112頁。

⁶ 自治体国際化協会『ASEAN諸国の地方行政』自治体国際化協会、2004年、244頁。

⁷ 遠藤聡「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与（1）」・前掲註5）174頁。

管理管区の内部には県があり、その県の内部に郡がある構成になるが、自己管理区域の内部には県がなく、郡があるという構成になる点である（ミャンマー憲法第51条（f）、（g））。しかし自己管理管区と自己管理区域の自己管理地域としての地位は同等である（ミャンマー憲法第276条（a））⁸。シャン州のホーパン（Hopang）、モンマ（Mongma）、パンワイ（Pangwai）、ナーパン（Nahpan）、メツマン（Metman）、パンサン（Pangsang）の六つの郡が「ワ自己管理管区」を構成する（ミャンマー憲法第56条（f））。すなわちこの六郡を総括した自己管理管区がワ州である。2008年のミャンマー憲法採択以前は「シャン州第二特区（中国語では「掸邦第二特区」）」と呼ばれた⁹。しかし現在も事実上「シャン州第二特区」と呼ばれているようである¹⁰。

2.2 ワ州の実態

ミャンマー憲法によれば、自己管理地域とはいえ、「完全な自治」を認めることはなく、各自己管理地域には「指導機関」という行政機関が置かれる（ミャンマー憲法第275条）¹¹。自己管理地域は独自の立法を行うことができるが、その立法の範囲は全て憲法に定められた範囲内に限る（ミャンマー憲法第196条、第276条（b））¹²。具体的には①都市および農村計画、②道路および橋の建設および管理、③公衆衛生、④開発問題、⑤火災危険の予防、⑥牧草地の管理、⑦森林の保護および保全、⑧連邦が公布する法律に従った自然環境の保全、⑨町および村における水および電気問題、⑩町および村の市場問題の10項目である（ミャンマー憲法別表3）。しかし、4.2でも述べるようにワ州基本法ではこの10項目に限らず民法や刑法、出入国管理法まで規定している。さらにワ州基本法はワ州人民政府が公布したものであり、ミャンマー政府の指導機関ではない。

以上のことからワ州という自己管理管区の存在はミャンマー憲法上で保障されているものの、自己管理管区の運営はミャンマー憲法を逸脱したものとなっている。このことが形式的には「自治区」であるにも関わらず、「事実上の独立地域」と呼ばれる所以であろう¹³。特に独自の出入国管理法を制定している点からも「独立」という表現の方が適していると思われる。

3. ワ州の歴史

ここではワ州の社会背景を見るべく、ワ州がどのように成立したのかを見ていく。なおワ州の情報については文献によりかなりの矛盾点が見られる。例えば本稿では陳立＝趙国栓「緬甸佤邦地区的鴉片種植及禁毒現狀」（『東南亞南亞信息』（1996年12期））1頁に依拠してビルマ共

⁸ 遠藤聡「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与（1）」・前掲註5）174頁。

⁹ 倪城稲香『穿越佤邦』北京語文出版社、2009年、4頁。

¹⁰ 2009年に出版された出版物などでも「シャン州第二特区」という言葉を使っている。倪城稲香・前掲註9）4頁。

¹¹ 遠藤聡「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与（1）」・前掲註5）179頁。

¹² 伊野憲治「新憲法の概要と特徴」工藤年博（編）『前掲註書5』2-7頁。

¹³ 高野秀行・前掲註1）362頁。さらに同書17頁は「ワ州が目下、ワ州連合軍（UNITED WA STATE ARMY=UWSA）という反政府ゲリラの支配区であり、ビルマ政府の権原がまったく及んでいないからだ」と述べる。ここでいう「ビルマ政府」とはミャンマー政府のことを示す。

産党の分裂を1989年3月14日としているが、工藤年博「ミャンマーの新展開—2010年選挙を控えて」(工藤年博(編)『前掲註書5』)序-10頁ではこれを1989年4月17日としている。また工藤年博「ミャンマーの新展開—2010年選挙を控えて」序-9頁に依拠しワ州連合軍をビルマ共産党解体により分離した四つの勢力の一つとしたが、楊紅屏=張晴[ほか]「緬甸掸邦第二特区(仮邦)毒情研究」(『雲南警察学院学報』(2010年第3期))22頁ではワ州連合党とワ州連合軍は元の名を「ミャンマー民族民主連合党」といい、1989年4月にミャンマー共産党中央軍区から分離独立した団体であり1989年11月に名を「ワ州連合党」と改め、当該党の指導する武装集団を「ワ州連合軍」と名付けたとしている。このような矛盾はワ州に関する情報が極めて少なく、事実の確認が困難であることが原因と思われる¹⁴。そこで本章はなるべく矛盾のない説明の組み合わせを取捨選択して執筆した。そのため本章の内容には若干の不確定要素が含まれている可能性があることをあらかじめ断わっておく。

3.1 ワ州人民政府成立前史

ミャンマーにはビルマ族、シャン族、カレン族をはじめ多くの民族が暮らしている¹⁵。ミャンマーではもともとパガン王朝、タウングー朝、コンバウン朝などの王朝が興亡していた。19世紀になり、1824年～1826年、1852年、1885年～1886年の三度の英緬戦争によりコンバウン朝は解体し、ミャンマーは英領インドの一地方として取り扱われるようになった。

第二次世界大戦後の1948年1月4日にミャンマーは「ビルマ連邦」としてイギリスからの独立を果たした。このときより少数民族のいくつかは分離独立もしくはより大きな自治を求めて武装闘争を展開した(このような政府と対立する武装勢力がミャンマーの辺境部には多数存在していた。本稿ではこのような勢力を以下「反政府武装勢力」という)¹⁶。やがてビルマ連邦は、少数民族問題や仏教の国教化をめぐる争いなど内政の不安定が露呈し、1962年3月の軍事クーデターにより崩壊した¹⁷。この軍事クーデターはネ・ウインによって起こされ、クーデター後は「ビルマ型社会主義」が始まった(1974年に国名を「ビルマ連邦社会主義共和国」に改称)。政権はビルマ社会主義計画党による一党独裁体制である¹⁸。

なお、英領インドの一地方であった時代の1939年にビルマ共産党が成立した。ビルマ共産党はビルマ連邦の独立当初から反政府武装闘争路線を採用していた。そしてシャン州北東部の山岳地帯に革命根拠地(国際的に承認されていない政府による実効支配領域)を築き、反政府武装勢力の一つとなっていた¹⁹。

¹⁴ 例えば「世界中で市販されているいかなる地図にもワという名前は記されていない」とも言われており、世界史からその存在を抹殺された地域と言える。陳英=王双棟・前掲註3)5頁。なお、高野秀行・前掲註1)15～16頁、倪城稲香・前掲註9)1頁も同主旨である。

¹⁵ 自治体国際化協会・前掲註6)235頁。さらにこの135の民族はそれぞれが固有の言語、方言を有している。

¹⁶ 工藤年博「ミャンマーの新展開—2010年選挙を控えて」工藤年博(編)『前掲註書5』序-9頁。なおミャンマー政府と少数民族の武装闘争の始まりは1988年の軍事政権の誕生以降であるとの指摘もある。自治体国際化協会・前掲註6)249頁。

¹⁷ 安田信之『東南アジア法』日本評論社、2000年、307頁。

¹⁸ 遠藤聡「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与(1)」・前掲註5)172頁。安田信之・前掲註17)308頁。

¹⁹ なおビルマ共産党の最盛期は1966年であり、このとき九つの革命根拠地を持ち、100万人近い人口と3万人の軍隊を持っていたという。徐焯「緬甸共産党興亡始末」『共産黨員』(2011年1期)58頁。また別の説明によればビルマ共産党の最盛期は1970年代半ばであり、この時期には10万平方メートルの革命根拠地と、150万～200万人の人口、1万5千人～2万人の軍隊を持っていたとされる。鐘瑞添=湯志華「緬甸共産党的興亡及啓示」『科学社会主義』(2006年1期)105頁。

3.2 ワ州人民政府の成立

1988年にミャンマー国内で民主化運動が高まったが、ミャンマー国軍はこれを武力で制圧した。ミャンマー国軍は1988年9月に「国家法秩序回復評議会（SLORC）（1997年11月に国家平和発展評議会（SPDC）に改編）」を設置し国権の全権を掌握した²⁰。さらに1989年6月18日には国名を「ミャンマー連邦」に改称した（2010年に「ミャンマー連邦共和国」に改称）。ミャンマー国軍によるこの軍事政権は2011年まで続くことになる。

しかし、このミャンマー国軍による1988年の武力制圧は、シャン州北東部の中国との国境に既に革命根拠地を持っていたビルマ共産党には及ばなかった。中国の文化大革命を背景に1970年代末まで継続されていた中国共産党からの武器支援により、ビルマ共産党は軍事的な強勢を保っていたからである²¹。しかし、この時点で反政府武装勢力の全て（民主化勢力、少数民族勢力、ビルマ共産党の三つ）が連合した場合、ミャンマー国軍の政権を脅かすことは確実で、ミャンマー国軍は反政府武装勢力（特にビルマ共産党）の中立化は必須のものとして見ていた。

ビルマ共産党は1989年3月14日に実効支配地域内各地区の党幹部層の離反により内部分裂した²²。こうしてビルマ共産党は解体し、各地域で党武装組織の指導権を握っていた党幹部層が軍閥化を遂げ割拠する形で、四つの新たな反政府武装勢力が誕生した。ワ州のワ州連合軍（UWSA）、コーカン州のミャンマー民族民主同盟軍（MNDA）、シャン州東部の東シャン州軍（ESSA。またの名を「東シャン州民族民主連盟軍」（NDAA-ESS））、カチン州の新民主軍（NDA）の四つである。ワ州連合軍を指導していたのは趙尼来と鮑有祥の二人で、同時にワ州連合党とワ州人民政府も成立させた。こうして1989年4月17日に「ワ州」が成立した²³。

反政府武装勢力の中立化を必須のものと考えていたミャンマー国軍は、この好機に新たな四つの反政府武装勢力と停戦合意を結んだ。さらにビルマ共産党から分離独立した勢力以外の反政府武装勢力とも協議を進め、1997年までには17の勢力との停戦合意が締結された（以下「反政府武装勢力」のうち停戦合意をした勢力を「停戦合意勢力」という）²⁴。こうして独立以来はじめて国内に「平和」が実現したということになっている。なおこのときのワ州とミャンマー政府の停戦合意の「条件の一つとして中国が国境を解放するというワ側の要望があった」²⁵。そのため停戦合意によりワ州は中国とより近づくこととなった。

停戦合意勢力には大きな自治が認められる「特区」が与えられた²⁶。ワ州がミャンマーの一部であることを認める代わりに、高度の自治を要求したからである²⁷。そして「いくつかの和平協定が結ばれた結果、多くの武装した反乱軍（筆者注—反政府武装勢力を指す）が法の統

²⁰ 自治体国際化協会・前掲註6）235頁。工藤年博・前掲註16）序-9頁。安田信之・前掲註17）309頁。国家法秩序回復評議会（SLORC）が国権の最高機関という位置づけとなった。

²¹ 工藤年博・前掲註16）序-9頁。以下、本節の内容は基本的に別の註がない限り、同書序-9～序-10頁に依拠している。

²² 陳立＝趙国栓「緬甸佤邦地区の鴉片種植及禁毒現況」『東南亜南亜情報』（1996年12期）1頁。

²³ 趙富榮＝普忠良「緬甸自治区佤邦の歴史及禁毒情況」『世界民族』（2006年4期）71頁。倪城稲香・前掲註9）93頁。陳立＝趙国栓・前掲註22）1頁。

²⁴ さらに2004年までには19の少数民族と和平協定を締結している。自治体国際化協会・前掲註6）249頁。

²⁵ 高野秀行・前掲註1）18頁。

²⁶ ゴウ・ウー「ミャンマーの少数民族問題—紛争、停戦、平和再建—」工藤年博（編）『前掲註書5』3-2頁。

²⁷ 倪城稲香・前掲註9）58頁。

治下へと復帰した」ともミャンマー政府の視点からは指摘される²⁸。このように停戦合意勢力の実効支配は、ミャンマー政府からひとまずの承認を受けた。いわば、中国における日中戦争（中国語では「抗日戦争」）期の「辺区」に近い取扱いがなされたと言える²⁹。

これら特区内では「自由な」経済活動が保障され、それぞれの特区内の統治勢力が特区内で独自の関税通行料を課すこともできるようになった。さらにカジノや風俗店や麻薬ビジネスも隆盛した³⁰。このためワ州でも「ケシ栽培・アヘン生産およびその売買が公認されてい」た³¹。

3.3 近年のワ州

しかし、こうした以前の状況は2008年のミャンマーの新憲法制定で一変した。停戦合意を結んでいたにも関わらず、ミャンマーの新憲法では2.2で述べたようにワ州をはじめとするこれまでの「特区」が違憲として扱われるようになったのである³²。具体的にはそれまでの「特区」が憲法上解体され、2.1で説明したような「ワ」の自己管理管区へと再編された。それに伴い、2.2で述べたように自己管理管区であってもミャンマー政府の指導機関の下で立法などを行わなければならなくなった。その他にも停戦合意勢力が保持する武力はミャンマー国軍の指揮下に入ることなどが定められ（ミャンマー憲法第338条）、ミャンマーではミャンマー国軍以外武力を保有できないこととされた（ミャンマー憲法第340条）。当然に多くの停戦合意勢力が憲法制定に伴うこれらの変化を拒否した。

2008年の憲法制定以降、ミャンマー政府は従来の停戦合意を反故し、停戦合意勢力が実効支配をしている地域を中央政府の完全なコントロール下に置く「統一」を考えていると思われる。それを示すように、ワ州と同様に特区であったコーカン州（かつては「シャン州第一特区」と呼ばれた。2008年の新憲法ではシャン州内のコンチャン（Konkyan）およびラウツカイ（Laukkai）の二郡を合わせて「コーカン自己管理区域」としている（第56条（e））が2009年8月にミャンマー国軍により制圧された³³。同年2月にはコーカン州で停戦合意20周年記念の式典が開かれ、ミャンマー国軍幹部もそこで挨拶するほどの友好関係が確認されていたにもかかわらずの出来事であった。

なお同じ式典が同年4月にワ州でも行われた。ここではワ州の指導者である鮑有祥のみが挨拶をし、しかもワ州はシャン州と同等の地位を要望すると発言した。コーカン州はワ州に比べ

²⁸ ゴウ・ウー・前掲註26) 3-2頁。

²⁹ 「辺区」は1937年から1945年の日中戦争期の中国共産党による革命根拠地の呼び名である。第二次国共合作により、中華民国法上も辺区はその存在が認められた。「建前上は中華民国の国制下の『辺区』という特別地域の扱いを受け、中華民国法とその制度のもとに置かれつつ、実質的には共産党の自治が続いて、そこでの立法が行われた」とも説明される。高見澤磨＝鈴木賢『中国にとって法とは何か—統治の道具から市民の権利へ』岩波書店、2010年、44頁。

³⁰ 工藤年博・前掲註16) 序-11頁。

³¹ 高野秀行・前掲註1) 17～18頁。

³² 工藤年博・前掲註16) 序-12頁。以下、本節の内容は基本的に別の註がない限り、同頁に依拠している。なお2008年の新憲法より前にはミャンマーには憲法が存在せず「違憲」という概念はなかった。そのためワ州などの停戦合意勢力の実行支配は2008年より前は「違憲」ではなかった。国家法律秩序回復評議会は1974年に制定された社会主義憲法を停止し、新たな憲法を模索していたが2008年まで憲法が制定されなかったからである。遠藤聡「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与（1）」・前掲註5) 171頁。自治体国際化協会・前掲註6) 235頁。

³³ 拙著・前掲註2) 249頁。楊紅屏＝張晴〔ほか〕「緬甸掸邦第二特区（佤邦）毒情研究」（『雲南警察学院学报』（2010年第3期））24頁。ゴウ・ウー・前掲註26) 3-4頁。

軍事力もなくミャンマー国軍に対抗できる力もなかった。これに比べればワ州は軍事力が強く、停戦合意 20 周年式典でのミャンマー国軍幹部の登壇の有無、鮑有祥の発言などはコーカン州とワ州の力の差を表していると言える。しかし「ミャンマー国軍は今回のコーカン武装勢力との戦いで、1989 年以来 20 年間にわたって封印してきたパンドラの箱をついに開けてしまった。ミャンマー国軍も少数民族武装勢力（筆者注— 停戦合意勢力を指す）もお互いに厳戒態勢に入ったはずである」とも指摘される³⁴。このことから、近いうちにワ州もコーカン州と同じくミャンマー国軍に制圧される可能性はあると思われる。

4. ワ州基本法の概要

ワ州の背景を説明し終えたところで、ここからはワ州基本法の全体像を俯瞰していきたい。

4.1 ワ州基本法の成立

ワ州人民政府は 1989 年 4 月 17 日以来、社会治安維持のための法規、法令を発布していたという（ワ州基本法「総則」第 6 段落。以下本稿で単に段落番号を示すときは、ワ州基本法「総則」の段落を表す）。このことからワ州成立後すぐに何らかの法律が存在していたことが示唆されている。しかしこれがどのようなものだったのかは残念ながら不明である。その後、1993 年 5 月 20 日にワ州は「基本法」を頒布した（第 6 段落）。しかし、時代が変化し社会発展の需要に適さなくなったという理由で 2003 年 12 月 24 日に改正された（第 12 段落）³⁵。本稿が研究対象とするのは、この 2003 年に改正された現行法である。また 1993 年に頒布された旧基本法であるが、この内容も残念ながら詳細は不明である。2003 年 12 月に改正された現行ワ州基本法以外のワ州の法律については、残念ながらどのような法があるのか（あったのか）、それがいかなる内容だったのかを知ることは極めて困難である。今後の調査と研究が待たれる。

4.2 ワ州基本法の構造

本稿では今まで「ワ州基本法」の名称を用いてきた。一般的に基本法というとその国（地域）の憲法に相当する法律を意味する³⁶。ところがワ州基本法は憲法に相当せず、日本や中国でいうところの六法全書全体を意味している。具体的に言うと、ワ州基本法は全 16 章からなり、その章の一つ一つが民法や刑法となっている。すなわち以下がワ州基本法の全体構造である。

第一章：「総則」（全文がひとつの文章であり、条文番号は存在しない。全 15 段落）

第二章：「民法」（全 110 条）

第三章：「刑法」（全 134 条）

第四章：「婚姻法」（全 38 条）

³⁴ 工藤年博・前掲註 16) 序 -12 頁。

³⁵ 倭城稲香・前掲註 9) 5 頁。

³⁶ 例えば、ドイツには「憲法」はなく、憲法の機能を果たすのは「ドイツ連邦共和国基本法」である。廣渡清吾・前掲註 4) 15 頁。

- 第五章：「交通管理法」(全 51 条)
- 第六章：「消防法」(全 36 条)
- 第七章：「投資法」(全 38 条および条文番号のない文章が 2 段落)
- 第八章：「軍人管理法」(全 22 条)
- 第九章：「出入境管理法 (日本語では「出入国管理法」)」(全 9 条)
- 第十章：「土地管理法」(全 19 条)
- 第十一章：「森林資源管理法」(全 22 条)
- 第十二章：「砵産資源管理法 (日本語では「鉱産資源管理法」)」(全 35 条)
- 第十三章：「電力管理法」(全 31 条)
- 第十四章：「毒品管制法 (日本語では「アヘン管理法」)」(全 7 条)
- 第十五章：「佉邦治安管理条例」(全 13 条)
- 第十六章：「文物管理条例」(全 9 条)

ここでいう「総則」は、憲法の前文を思わせるような筆致で書かれているものの、同法の全体を通じてワ州の人々の権利や統治機構のありかたについて言及した「憲法」の機能を持つ具体的内容は規定されていない(【資料】参照)。ミャンマー政府との停戦合意により、ワ州人民政府はミャンマーの一部としての地位を承認されている。そのためワ州基本法上はあくまでもワ州はミャンマーの自己管理管区であり、統治機構を持たないという建前が表明されていると言えるかもしれない。しかし事実としてはワ州人民政府という統治機構は存在している。

5. ワ州は「国家」なのか? — ワ州基本法第一章「総則」の視点から

本章ではワ州基本法第一章「総則」(以下、単に「総則」という)を素材に、ワ州は「国家」と呼べる存在なのか、統治者自身がこの問題にいかなる認識を持っているのかを考察する。

しかしワ州基本法に関する資料は、本稿執筆時点において管見の限り緬甸佉邦司法工作委員会(編)『佉邦基本法(試行)』([発行元不明]、2004年)しか存在せず、他の資料が存在する可能性も低いと思われる。すなわちワ州基本法についてどのような解釈を行うのか、またどのような議論があるのかについても、これを論じた資料は未確認かつ入手が困難である(おそらく刊行されていないと思われる)。また、ワ州内には大学が存在しないため³⁷、総則が法学的見地から研究の俎上に上ったことはないと思われる³⁸。そこで本稿でも、ワ州におけるワ州基本法の解釈方法などを述べることはできないことをあらかじめ断わっておく。

³⁷ 拙著・前掲註2) 94頁。

³⁸ ワ州基本法第十四章「毒品管制法(日本語では「アヘン管理法」)」については中国で出版された佉城稲香・前掲註9) 153～160頁にある程度の研究成果が確認できる。ワ州で生産されたアヘンは中国にも流入しているため、ワ州のアヘン状況につき中国も研究の必要があるであろう。陳立=趙国栓・前掲註22) 1頁。

5.1 ミャンマー連邦を構成する一部

「総則」は「ミャンマー連邦は世界で悠久の歴史を持つ国の一つである」という言葉で始まる（第1段落）。これは1982年12月4日に公布・施行された中国憲法序言の最初の言葉「中国は世界で悠久の歴史を持つ国の一つである」と全く同じ言葉である³⁹。この点からもワ州基本法は中国法の影響を大きく受けている（真似をしているという表現の方が適切かもしれない）⁴⁰。さらに続けて「ワ州地区はミャンマー連邦の構成する一部であり、ミャンマー政府は暫定的合法名称としてミャンマー第二特区（ワ州）と名付けた」としている。ここでは3.2で説明したように停戦合意の際にワ州人民政府がミャンマーの一部であると認めたことをワ州基本法上も明言している。すなわち、この点ではワ州はミャンマーの一部であり、国家ではない。

しかしミャンマー政府が「ミャンマー第二特区」と名付けたという表現には疑義がある。3.3で述べたように、2008年のミャンマー憲法以降は「ワ自己管理管区」と呼ばれている。ワ州基本法が2003年12月以降改正を行っていないためにミャンマーの一部であることを認めながら、ミャンマー憲法との整合性がなくなっている。さらに2008年より前であっても、ミャンマー政府にとってのワ州の呼び名は「シャン州第二特区」であり「ミャンマー第二特区」ではない。ワ州基本法は法律であるにもかかわらず、言葉遣いに非常に粗雑な点が多いと言えよう。

5.2 「ワ州地区」という表現

総則上「ワ州地区」という言葉が多数使われている。これは中国の憲法書で使われる「我国台湾地区（わが国の台湾地区）」という言葉を実似たものと思われる。そのため「ワ州地区」という表現は、ワ州の領域が「ミャンマーの一部」とであるという政治的建前を強調する意図があると思われる。ところが、総則内では「ワ州地区」という表現と共に「ワ州」という表現も使われている。そして、閲覧者を困惑させることに、「ワ州」と「ワ州地区」の使い分けについて法則性があるようには思えない。この点からも「言葉遣いの粗雑さ」が看取されると言える（【資料】参照。【資料】内の「ワ州」と「ワ州地区」の使い分けは原文のままである）。

5.3 公民と人民

総則では「公民」や「人民」という言葉を使っている。中国における「公民」は、「中国国籍を持つ者」を意味しており（中国憲法（1982年12月4日公布施行。以下同じ）第33条第1項）、「人民」は「社会主義建設の事業に賛成し、これを支持し、これに参加するすべての階級、階層、社会集団」で、「社会主義革命に反抗し、社会主義建設を敵視し、これを破壊する

³⁹ 2008年のミャンマー憲法の前文の出だしも「ミャンマー長い歴史を有する国家である」である。しかし2003年にワ州基本法は改正されており、ミャンマー憲法とも表現が類似していても改正時期から母法は中国憲法であると言える。

⁴⁰ 厳密に言うと中国の1982年憲法の影響を強く受けていると言える。中国共産党政権の中国には現在（2014年）までに5つの憲法性文書があった。中国人民政治協商会議共同綱領（1949年採択）、1954年憲法、1975年憲法、1978年憲法、1982年憲法である。このうち「中国は世界で悠久の歴史を持つ国の一つである」という出だしを持つ憲法は1982年採択の現行憲法のみである。ワ州人民政府は、彼らの統治が実質的に開始された1989年頃の最新の中国憲法を参照したと考えて間違いないだろう。なお、当該総則が改正された2003年12月にミャンマーで形式的に存在していたミャンマー社会主義憲法（註32で述べたように、1988年から効力停止している）の出だしは「われわれビルマ連邦社会主義共和国にある人民は、歴史を通じて常に苦楽を共にし、調和と共同のうちに生きてきた」であり、総則の文言とは大きく異なっている。門田孝「ミャンマー連邦」萩野芳夫・畑博行（編）『アジア憲法集』（第2版）明石書店、2007年、501～502頁。

すべての社会勢力や社会集団はみな人民の敵である」と言われている⁴¹。

一方、ワ州基本法には「公民」と「人民」に関する定義が明確にされていない。しかし中国の定義をそのまま流用したと仮定すると⁴²、公民は「ワ州国籍保有者」を意味することになりかねない。州民（中国語では「邦民」）という表現がなされていない点について、ワ州は「国家」であると遠回しの表現で主張しているように見える。

ワ州基本法の母法が中国法あることは註3で述べた。中国共産党政権が現在のワ州のように国際的に承認を受けていない革命根拠地だった時代にはこの問題はどうか扱われていたのだろうか。結論を言えば、中国共産党政権の初期の革命根拠地の法律は、公民や人民という表現を使わず、「労農、辛苦する民衆（工農勤労大衆）」や「ソビエト公民」という表現を使っていた（中華ソビエト共和国憲法大綱（1931年11月7日採択）第10条、第12条、第13条、改正中華ソビエト共和国憲法大綱（1934年1月採択）第10条、第12条、第13条など⁴³）。ここでは「民衆（大衆）」の性質について、国籍に関する言及はない。一方「ソビエト公民」という表現では中華ソビエト共和国の住民という意味が強調されている（ちなみに総則にも「ワ州人民」という表現があるが、全てではない）。ワ州の地位は、中華民国期の辺区に近いと3.2で述べた。中国の日中戦争期の辺区法では基本的に「民衆（大衆）」、「ソビエト公民」という言葉は使われなくなり、代わって「人民」や「抗日人民」という言葉が使われるようになった（陝甘寧辺区抗戦期施政要領（1939年1月採択）第8条、第13条、陝甘寧辺区施政要領（1941年5月1日採択）第2条、晋察冀辺区施政要領（1943年1月20日採択）第6条、第7条、晋冀魯予辺区政府施政要領（1941年9月1日公布）第2条丙、第3条丁など⁴⁴）。中国共産党政権の「人民」の定義は⁴⁵、先に述べたように社会主義制度に賛成・支持をする者である。そのため辺区に住み、中国共産党の指導を受けている者を示す表現として「人民」は適切であると言える⁴⁶。

さて、中国における語句の定義をそのまま流用したとしても、総則ではワ州の政治体制（社会主義制度を実行する）などについて何も言及していない。そのためワ州の「人民」が中国共産党政権の用法と同じく社会主義制度に賛成・支持をする者を指していると仮定すると、今度はワ州で社会主義制度が実行されているのかが総則上に保障されていないという定義のねじれが生じる。この点から、ワ州基本法は往年の中国革命根拠地法と比べても言葉の使い方が非常に曖昧であると言わざるを得ない。

⁴¹ 土屋英雄『中国「人権」考—歴史と当代—』日本評論社、2012年、138頁。「人民は社会主義労働者全体、社会主義を擁護する愛国者および祖国統一を擁護する愛国者である」とする説明もある。石塚迅『中国における言論の自由—その法思想、法理論および法制度—』明石書店、2004年、30頁。

⁴² 明言されていないだけで、ワ州では「公民」をワ州戸籍保有者やワ州居住者の意味で使っている可能性はある。

⁴³ 福島正夫＝宮坂宏（編訳）『中華ソビエト共和国 中国解放区 憲法・施政綱領資料』社会主義法研究会・中国農村慣行研究会、1974年、52～53頁、58～59頁。竹花光範『中国憲法論序説』成文堂、1991年、171～172頁などを参照。

⁴⁴ 福島正夫＝宮坂宏（編訳）・前掲註43）72頁、76頁、81頁、92～93頁などを参照。

⁴⁵ 中華民国政府が大陸統治をしていた時代などは「人民」を自国の国籍保有者と定義づけられていた。石塚迅・前掲註41）19頁。なお、現在の台湾政府は「人民」を国籍すら問わず「人々」と定義づけることもある。管欧、林騰鶴（修訂）『中華民国憲法論』（修訂10版）三民書局、2007年、33頁。

⁴⁶ 辺区の時代には「漢族の敵（漢奸）、親日派以外の一切の抗日階級、階層および社会集団が人民の範囲に属した」とも言われる。韓大元『憲法学基礎理論』中国政法大学出版社、2008年、210頁。

しかし、先に述べたように、総則の「公民」は国籍保有者に相当する意味を持っており⁴⁷、ワ州は「国家」であると遠回しの表現で主張していると解釈することが相当であると思われる。

5. 4 「依法治州」という表現

総則には「依法治州（法によって州を治める。原文は「依法治邦）」という表現がある（第6段落）。これは、1997年9月の中国共産党第15回全国代表大会で報告され⁴⁸、1999年3月15日に改正された中国憲法第5条第1項の「依法治国（法によって国を治める）」という表現を真似たものと思われる。しかし、ここで中国憲法の表現をそのまま真似ずに、依法治「州」とした点で、ワ州は「国家」であるということを正面からは認めていない点は注目できる。

5. 5 「国家分裂」という表現

第9段落では「ワ州地区人民政府成立以降、国家分裂をさせない、ワ州の法律に違反しない」という原則の下、宗教信仰の自由の政策を遂行し、多数の宗教が併存し相互に和睦している」としている。ここでいう国家分裂の「国家」がワ州を示しているのか、ミャンマーを示しているのかは定かではない。仮にミャンマーを意味するとしたら、「ワ州人民政府成立以降、ミャンマー国を分裂をさせない」と書き換えることができる。ワ州はミャンマーを構成する一部でありミャンマーを分裂させることに反対するならば、「ワ州政府成立以降」という文言が必要なく、「国家を分裂させない」と述べるだけでよい。そのため、「国家分裂」という表現における「国家」は、やはりワ州を意味していると考えられるべきであろう。

なお、第5段落では「反乱、ワ州を破壊分裂する犯罪分子」という表現が使われており、国家という表現は使われていない。やはり言葉遣いの粗雑さは気になる点である。

5. 6 総括

このように総則の文言を検討していくと、ワ州は「国家」なのか否かという疑問はより深まっていく。自分たちの領域についてミャンマー連邦を構成する一部であると宣言し「依法治州」という表現を用いる一方で、ワ州を表していると考えられる「国家分裂」という表現や、国籍保有者を指すと思われる「公民」という表現を用いている。

思うに、ワ州人民政府はミャンマー政府との停戦合意の関係上、ミャンマーを構成する一部として「依法治州」を宣言した。しかしあくまでも建前の範囲を出ない話であり、本音としてはミャンマーの一部であることを認めず、要所要所で「国家」であることを主張しているのであろう。それが「ワ州地区」と「ワ州」の使い分け、「国家分裂」と「ワ州を破壊分裂」の使

⁴⁷ 「ワ州公民」に全て本法を適用するとしており（第14段落）、ここから「公民」はワ州領域内に居住している者と読み取ることができる。しかし、第15段落では「ワ州各族人民」に対して基本法の尊重と保護などの義務を課している。ここからワ州領域内に居住している者に義務を課すわけではないと読み取ることができてしまう。なお、中国では義務は公民に課すが、権利は人民のみが享受できている。中国憲法第二章では「公民の基本的権利および義務」を規定しているが、中国では主権者は「人民」なので（中国憲法第2条第1項）、権利の主体は公民ではなく人民であると解釈しているからである。「これは、権利、自由、の享有主体を実質的に『人民』に限定することを意味した」とも説明される。土屋英雄・前掲註41）138頁。この点義務の対象が「人民」となっている総則には疑義がある。

⁴⁸ 木間正道＝鈴木賢 [ほか]『現代中国法入門』（第5版）有斐閣、2009年、54頁。

い分けを起こしていると思われる。現在のワ州が置かれている政治的立ち位置を鑑みれば、このように考えることにも合理性があると言える。

ワ州のこうした立ち位置から考えた場合、今後の中・緬・ワ三地域の情勢如何によっては、ワ州内部での地域ナショナリズムが台頭し、「国家」としての主張が強化される将来も想定し得る。3.3で述べたように、ミャンマー政府は停戦合意を新憲法によって反故にした。これはワ州側にとっても停戦合意を順守する義務が消滅したことを意味する。ミャンマーの新憲法に対する、ワ州の行動には今後注目しておきたいところである。

6. おわりに

本稿ではワ州の歴史的経緯を説明し、ワ州基本法を紹介し、ワ州基本法第一章「総則」を素材にしてその母法たる中国法における「公民」などの定義との比較をおこなった。さらにワ州人民政府の実効支配領域について「国家」としての認識を持っているかという考察を行った。

本稿の結論としては「ミャンマー政府との停戦合意により正面から『国家』と明言することが難しいものの、ワ州人民政府は自身の支配領域について本音では『国家』に近い存在であると考えており、それが『ワ州（「地区」が付かない）』、『公民』、『国家分裂』という言葉に表れている」ということである。

残念ながらワ州に関する資料は非常に少なく、また政治的立場ゆえに外国人の合法的な自由な渡航が容易な地域ではないため、ワ州人民政府の公開情報を調査したり現地でのフィールドワークをおこなったりといった、問題に対する多角的な見地からの検証が極めて難しい⁴⁹。

ワ州基本法の表現には、他にも疑義がある箇所が多く存在する。5.で述べた以外にも、第6段落に「2005年にはついにワ州全域で麻薬の栽培禁止が実現し、ワ州地区は麻薬の生産地ではなくなった」という2005年時点での現地事情に言及した表現がある。しかし4.1で述べたように、ワ州基本法は2003年12月24日に改正されたはずの法律であり、しかも筆者らが参照した出版物『佤邦基本法（試行）』の出版年は、奥付けの記述を信用する限りでは2004年である。なぜ2004年の出版物が、2005年の出来事を過去形で記述しているのであろうか。将来の改正の手間を省くために、ある程度の目標を過去形の形で盛り込んで法律を作成したのだろうか。これは、ワ州基本法が厳密な議論ができない程に曖昧な内容で規定されていることを象徴する話である。

5.序文でも述べたが、ワ州には大学がない。ワ州には読み書きが得意な者も多くはなく、2011年2月の時点で外交部のスポークスマンを中国籍の「お雇い外国人」が担っていたことがあるなど、現地の人材は豊かではない⁵⁰。このため中国法を真似てワ州基本法を作成した際も、深い研究が行われることなく法律が制定された可能性がある。筆者（安田）はかつてワ州について、俗な表現ながら「中国にそっくりの、バツタ物みたいな変な独裁政権」と評したことがある⁵¹。表現はよくないが、ワ州基本法についても「中国法のバツタ物みたいな変な法

⁴⁹ 筆者（安田）がワ州へ渡航した方法は拙著・前掲註2）172～190頁を参照。

⁵⁰ 拙著・前掲註2）232頁。

⁵¹ 拙著・前掲註2）20頁。

律」という評価が妥当と言えるのではないだろうか。

しかし、ワ州基本法がいくら「法律」としての体をなしていないほど粗雑なものであるとしても、事実としてワ州にはワ州基本法が存在し、それに基づいた社会の運営が現在も継続されている。本稿は紙幅の都合もありワ州基本法のうち総則のみを紹介し、総則でワ州を「国家」として取り扱っているのか否かのみを考察した。ワ州基本法にはまだ第二章以降がある。総則における「国家」としての体裁の有無以外の研究、第二章以降の紹介・研究を行うことは筆者らの今後の課題でもある。これらをもって、この東南アジアの片隅にある小さな政権が世に知られ、その実態がより深く解明されることがあれば、筆者らにとってはまさに望外の喜びである。

【資料】ワ州基本法「第一章 総則」部分⁵²

※原文には①、②といった数字は振っていないが、本文を読みやすくするため各段落に便宜上付した。

※翻訳にあたっては読みやすさよりも原文表現の語彙を正確に日本語の単語に置き換えることを重視した。

- ① ミャンマー連邦は世界で悠久の歴史を持つ国の一つである。ワ州地区はミャンマー連邦の構成する一部であり、ミャンマー政府は暫定的合法名称としてミャンマー第二特区（ワ州）と名付けた。ワ州管轄区内では16の異なる民族が生活し、行政上区域自治権を行使する。
- ② 数千年来ワ州地区は部族の族長、官職、封建領主、帝国主義植民統治者などが全てを仕切り、一切のことはその者たちの言葉によらなければならず、その者たちの言葉は法律であり人民群衆は発言権を持たなかった。生産力の発展を支配され、長期に亘り原始封建にも劣る状況だった。
- ③ ここ十数年来ワ州地区は大きな発展を遂げたばかりでなく、歴史から我々の闘争は急進的で複雑なものだと知った。ワ州地区ではなぜ部落相互の殺戮が起こるのか。原因はこの地区に統一的政府組織がなく、無政府状態だからである。本地区はミャンマーの国境490キロメートル以上の国境線一帯にあり、山岳地帯のため交通手段はなくミャンマー中央政府（ヤンゴン）から二千キロメートル以上離れておりミャンマー政府はこの地区に対し有効な管理を失った。1948年中国解放戦争の後期に、国民党の残余部隊は不統一な状況にあったこれらの部落を利用し、ワ州を形成させ戦乱の局面へと巻き込ませ、人々は戦火の中での暮らしを余儀なくされた。1966年よりワ州人民は立ち上がりワ州地区に岩城、昆馬、紹帕、戸双などの四つの遊撃隊が現れた。1969年8月四つの遊撃隊は力を合わせワ州地区人民の軍隊を形成した。
- ④ 1969年9月四つの遊撃隊はミャンマー共産党の指導を受け入れた。ミャンマー共産党は二十数年戦争の勝利を正統性とする統一政権の路線を実行しており、この政治路線は国外国内で形成される発展観とは適合せず、同時にワ州地区の発展にも不利であった。そのため趙

⁵² 緬甸佤邦司法工作委員会（編）『佤邦基本法』[発行元不明]、2004年、1～9頁に収録されていたものを翻訳した。

以来、鮑有祥など長となったワ州地区の優秀な子女によって1989年4月17日にミャンマー共産党によるワ州地区の指導および一切の活動が終了し、ワ州連合党およびワ州地区人民政府が成立し、このときよりワ州人民は自身による統治を始めることとなった。

- ⑤ 趙尼来書記、鮑有祥主席の指導の下、ワ州連合党およびワ州連合軍は陰謀分子の破壊活動および武装挑発に勝利し、ワ州地区の平和を維持した。十数年来の平和は重大な成果をもたらし、特に鉱工企業がさらなる発展を始め、麻薬の売買禁止、栽培禁止から主たる農業、養殖業、経済作物などにすることに転換したことは成果として顕著である。文化、教育、衛生などの事業は大きな発展を遂げ、人民の生活水準は大きな改善がなされた。
- ⑥ ワ州地区でミャンマー共産党の一切の活動が終了した後、ワ州連合党およびワ州人民政府の指導の下、各族人民は団結し、各級人民政府を建立した。ワ州地区の法制建設は歴史を打ち破ることに成功し、1989年4月17日以来前後して政権を強化し、社会治安維持のための法規、法令を發布し、これらの法規を頒布・試行し、実際の運用において効果を得た。司法実践中、金銭が法に代替すること、権力が法に代替すること、言葉が法に代替すること、行政が法に代替する現象が発生することを避けるため、ワ州は法制化の道を一步ずつ歩み、人民が法に依り文章に従うようにさせた。法律によって人は「事実を根拠として、法律をもって規範とする」ことができ、まさに法律の前に人々はみな平等であり、反乱、ワ州を破壊分裂する犯罪分子の一切の企てを打倒するに有用である。ワ州の安定団結を維持するため1993年5月20日ワ州は「基本法」の頒布を実施し、依法治州を始めた。建州15年来、ワ州は社会平穩、民族団結、経済発展という目的を成就された。麻薬の売買禁止、栽培禁止は時間や計画により確実に発展し、アヘンの栽培量は年ごとに減少していき、2005年にはついにワ州全域で麻薬の栽培禁止が実現し、ワ州地区は麻薬の生産地ではなくなった。「ワ州基本法」發布以来、ワ州地区での法の実施は成功している。
- ⑦ これらの成功はすべてワ州連合党およびワ州地区人民政府の指導するワ州各族人民が多く、の困難と障害に打ち勝って得たものである。今後ワ州人民の基本的な任務は力を集中し平和建設を行い、絶えず各制度を完全なものとし、民主を發揚し、法制を健全なものとし、自力更生し、苦しくも奮闘し、工業および農業の科学技術を漸次増加し、ワ州の建設を一つの衣食が満ち足りている自治区にするために努力奮闘することである。
- ⑧ 長期の奮闘の中で、ワ州地区人民政府の指導する各民主人士、宗教人士および一切を支持するワ州の平和建設とワ州を擁護し争う州級自治政府人士の統一戦線は既に結成された。この統一戦線は長期に亘り発展および強化されなければならない。ワ州人民政治協商会議は広範な代表性統一戦線組織を持ち、過去には重要な歴史的役割を發揮し、今後は政府の政治活動、社会活動および対外友好活動により平和建設、ワ州統一団結の闘争の中、更に重要な作用を發揮していくだろう。
- ⑨ ワ州地区人民政府成立以降、国家分裂をさせない、ワ州の法律に違反しないという原則の下、宗教信仰の自由の政策を遂行し、多数の宗教が併存し相互に和睦している。
- ⑩ 過去十数年の中で、ワ州各族の婦女はワ州地区の民主と自由のために、勇敢な前進をし、力の限り奮戦し消し去ることのできない貢献をし、ワ州の平和建設にとって積極的な働きをした。婦女協会が成立した後は、ワ州婦女は政治に参加し、ワ州各族婦女および子どもの利益

を代表し、婦女および子どもを保護し、全国各民族婦女および周辺国家の婦女界との友好関係のために、民族団結を維持するさらなる貢献のために、ワ州を建設する。

- ⑪ ワ州地区人民政府はワ州各族人民を指導する唯一の合法政府である。ワ州管轄区内では、各民族団結平等原則、団結友愛、相互尊重、相互学習、共同発展、共同富裕を実行する。すべての民族に対する差別や圧迫を禁止し、民族団結行為を破壊する行為を禁止し、大民族主義および偏狭な地方民族主義に反対し、すべての民族分裂分子を打倒することを堅持する。
- ⑫ 時代の進歩にしたがい、より法に依り、厳格な執行を行い、違法を必ず追究するためには1993年に頒布したワ州「基本法」は社会発展の需要に適さなくなった。ワ州地区の実際の状況により、ワ州「基本法」に対し改正し、充実と完全さを補完し一部の条文を除き、新条項を追加した。同時に依法治州の必要から「民法」、「森林管理法」、「鉱産資源管理法」、「土地管理法」、「電力管理法」、「消防法」、「文物管理条例」、「投資法」、「毒品管制法」を制定した。
- ⑬ 本法は国家主権を維持し、ワ州地区の奉公的、平和民主および武装自衛権の原則を堅持し、懲罰と寛大を結合させた政策を実行し、ワ州の施政と司法経験およびワ州の実際状況を結合させ制定されたものである。基本法の任務は法律を武器としてワ州地区人民政府に反対する一切の存在、ワ州の平和建設事業に反対し破壊をする一切の刑事犯罪分子と闘争をすることである。ワ州における公私の財産は侵犯を受けないことが保護され、公民の人身の権利と民主権利およびその他の権利が侵犯を受けないことも保護される。社会秩序を保護し、ワ州の平和建設の順調な進行を保障する。
- ⑭ ワ州管轄区内もしくはワ州管轄区外のワ州公民およびワ州地区に旅行に来た者には全て本法を適用する。本法実施前に本法に違反した者、当時の法規や政策により既に責任を追究されたあるいは処罰を免除された者は本法により再び追究を受けない。
- ⑮ 本法は法律の形式をもってワ州各族人民の闘争の成果を確認し、法律の根本任務を確定し、「ワ州基本法」は最高の法律効力を具備していることを確定する。ワ州各族人民、一切の政府機関および武装勢力、各民主人士、社会团体、各企業事業組織はみな本法を根本として、基本法を尊重し保護し、本法が実施する職責および義務を実行しなければならない。

参考文献（本文出現順）

- (1) 高野秀行『アヘン王国潜入記』集英社、2007年（集英社文庫）。
- (2) 安田峰俊『独裁者の教養』講談社、2011年、（星海社新書）。
- (3) 陳英＝王双棟『“金三角”之星』緬甸佤邦民族教育出版社、2003年。
- (4) 王敬驩＝肖玉芬「佤邦和平建設20年慶典巡礼」『今日民族』（2009年5期）。
- (5) 廣渡清吾『法システムⅡ 比較法社会論—日本とドイツを中心に』放送大学教育振興会、2007年。
- (6) 遠藤聡「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与（1）」および「（2）」『外国の立法』（241号、243号）
国立国会図書館及び立法考査局、2009年。
- (7) 工藤年博（編）『ミャンマー軍事政権の行方』日本貿易振興機構アジア経済研究所、2010年。
- (8) 自治体国際化協会『ASEAN 諸国の地方行政』自治体国際化協会、2004年。
- (9) 倪城稻香『穿越佤邦』北京語文出版社、2009年。
- (10) 陳立＝趙国栓「緬甸佤邦地区的鴉片種植及禁毒現状」『東南亞南亞信息』（1996年12期）。

- (11) 楊紅屏＝張晴 [ほか]「緬甸掸邦第二特区（佤邦）毒情研究」『雲南警察学院学報』（2010年 第3期）。
- (12) 安田信之『東南アジア法』日本評論社、2000年。
- (13) 徐焯「緬甸共産党興亡始末」『共産黨員』（2011年 1期）。
- (14) 鐘瑞添＝湯志華「緬甸共産党的興亡及啓示」『科学社会主義』（2006年 1期）。
- (15) 趙富榮＝普忠良「緬甸自治区佤邦の歴史及禁毒情況」『世界民族』（2006年 4期）。
- (16) 高見澤磨＝鈴木賢『中国にとって法とは何か — 統治の道具から市民の権利へ』岩波書店、2010年。
- (17) 緬甸佤邦司法工作委員会（編）『佤邦基本法（試行）』[発行元不明]、2004年。
- (18) 門田孝「ミャンマー連邦」萩野芳夫＝畑博行 [ほか]（編）『アジア憲法集』（第2版）明石書店、2007年。
- (19) 土屋英雄『中国「人権」考 — 歴史と当代 —』日本評論社、2012年。
- (20) 石塚迅『中国における言論の自由 — その法思想、法理論および法制度 —』明石書店、2004年。
- (21) 福島正夫＝宮坂宏（編訳）『中華ソビエト共和国 中国解放区 憲法・施政綱領資料』社会主義法研究会・中国農村慣行研究会、1974年。
- (22) 竹花光範『中国憲法論序説』成文堂、1991年。
- (23) 管欧、林騰鶴（修訂）『中華民国憲法論』（修訂10版）三民書局、2007年。
- (24) 韓大元『憲法学基礎理論』中国政法大学出版社、2008年。
- (25) 木間正道＝鈴木賢 [ほか]『現代中国法入門』（第5版）有斐閣、2009年。

※参考文献のうち (4)、(9) ～ (11)、(13) ～ (15)、(24) は中国で出版されたもの、(23) は台湾で出版されたもの、(3)、(17) はワ州で出版されたものである。